

新幹線プレス

2014年1月20日 | No.145

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

こんな苦情処理会議は認められない!!

昨年12月20日に、3名の組合員の期末手当5%カットについて地方苦情処理会議が開催されました。しかし、その内容はいずれもカットするに足るものではなく、いつ、どこで、どの管理者が「非違行為」現認したのかもはっきりしないものでした。会議の中の議論も会社側委員の要領を得ないもので、「対立」を確認して終了せざるを得ませんでした。

組合側委員は、「対立」で終わったことを明記した本人に通知書を、本人に発行することを求めましたが、会社側委員は「対立」で終わったことに加えて「本件苦情申告についてはすでに通知された通りなる」という文章を入れることを主張して譲りません。

「すでに通知された通り」ということは、「5%をカットしたこと」となることから、組合側委員は、「通知書の発行」を拒否しました。

会議での弁明を求めて 3名が苦情申告の再提出!!

苦情処理会議の結果を聞いた3名の組合員は、激怒し、「減率理由を10件あげているが、承服できないので再度苦情処理の開催を求める」「また、その会議の場に自分も同席することを求める」という苦情申告を出すと同時に「通知書がなければ、異議申し立てすることもできない『意見の一致に至らず、対立にて終了した』との通知書の発行を求める」との苦情申告、合計2通を提出しました。

JR東海の苦情処理会議は根本からおかしい!!

3名の組合員の苦情申告に対して、今年1月8日及び10日に窓口折衝を行いました。会社側窓口の主張は①地方苦情処理会議の再開催は行わない。②通知書については、発行する準備があるが「5%減率のままであるというのが必要である」というものでした。

これでは、会社側が一方的に「非違行為」をあげつらって、「だからカットされて当然だ」「文句を言わず黙って受け取れ」と言わんばかりです。苦情処理とは名ばかりで、本人に弁明する機会も与えられません。しかも、会社は主張通りの「通知書」を受け取って異議申し立てしても、中央苦情処理会議の会社側委員からの見解は「すでに十分な議論が尽くされている」として組合員の異議を認めない結果になることは目に見えています。

JR東海の苦情処理会議制度は、矛盾に満ちています。実際、JR東海の苦情処理会議のありかたに首をかしげる中央労働委員会の公益委員も少なくありません。

私たちは組合員の利益を守るために、

会社の傲慢な姿勢を許さず闘います!

